

第1回 村上市地域公共交通活性化協議会 会議録

1. 開催日時：平成23年6月16日（木） 午前9時30分から11時20分

2. 開催場所：村上市教育情報センター 2階会議室

3. 出席者：（ 敬称略）

【出席委員】 大滝会長、田巻(耕)委員、小田委員、太田委員、嶋倉委員、後藤委員、長谷部委員、長委員、松田委員、大嶋委員、板垣委員、佐藤(勝)委員、矢部委員、田巻(均)委員、川崎委員、鈴木委員（代理出席）、木村委員、高田委員、小林委員、佐野委員、山田委員、吉田委員、川内委員、大滝委員

【欠席委員】 西田委員、船山委員、八藤後委員、齋藤委員、佐藤(久)委員

【委員以外】 株式会社瀬波タクシー、坂町タクシー株式会社、藤観光タクシー株式会社、株式会社はまなす観光タクシー（オブザーバー）、北陸信越運輸局新潟運輸支局、新潟交通観光バス株式会社

【事務局】 板垣、佐藤、加藤、矢部、本間（村上市）

4. 傍聴者：1名

5. 会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 委嘱状交付

4. 委員紹介

5. 議 事

[報告事項]

(1) 村上市地域公共交通活性化協議会及び村上市地域公共交通総合連携計画について（資料1）

(2) 平成22年度事業実施状況及び決算報告について（資料2）

[協議事項]

(1) 平成23年度事業計画案及び予算案について（資料3）

(2) 利用料金、運賃設定について（資料4）

(3) 国の支援事業の活用について（資料5）

6. その他

7. 閉 会（副会長）

6．会議資料

【配付資料】

議事次第 出席者名簿 配席図

【議事資料】

- 資料1． 村上市地域公共交通活性化協議会について
- 資料2． 平成22年度事業報告・決算報告・会計監査報告書
- 資料3． 平成23年度事業計画（案）・予算（案）
- 資料4． 利用料金・運賃設定（案）
- 資料5． 村上市地域生活交通ネットワーク計画・村上市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

7．会議経過

事務局（進行）：おはようございます。定刻になりましたので、第1回村上市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。

開会に先立ち、本協議会の会長であります村上市長大滝平正がご挨拶を申し上げます。

会 長：皆さんおはようございます。大変ご苦勞様でございます。3月11日の未曾有の災害から3ヶ月が経過いたしました。村上市におきましても今現在、雇用促進住宅に、61世帯177人の方が避難生活を送っておられます。村上の雇用促進住宅は、快適だということも多くの方々が避難されていまして、村上市としても最後までしっかりと責任を持ってお世話をしていきたいと考えています。

本日はご多用の中、第1回村上市地域公共交通活性化協議会にご出席をいただきまして、心から感謝を申しあげる次第です。

さて、今年度は、平成22年度に策定いたしました「村上市地域公共交通総合連携計画」に基づきまして、予約型乗合タクシー、まちなか循環バスの運行や、利用促進の事業が、いよいよスタートすることになります。

本日は、本協議会が実施する事業の具体的な内容と、国の支援制度の活用等について協議していただくこととしておりますが、市民に親しまれ、多くの方から喜んで使っていただけの公共交通にしていかなければならないものと考えています。

委員の皆様には、幅広い視点からご意見やご提言をいただきますようお願い申しあげ、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

事務局（進行）：本日の協議会には委員29名中、24名の方が出席されています。過半数の出席がございますので、会議は成立いたします。

最初に本日の資料の確認をお願いします。皆様の席に本日の議事次第、出席者名簿、配席図、資料5「村上市地域生活交通ネットワーク計画、村上市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」を配付しております。

また、あらかじめ送付しました資料として、資料1「村上市地域公共交通活性化協議会について」、資料2「平成22年度事業報告・決算報告・会計監査報告書」、資料3「平

成23年度事業計画(案)・予算(案)」、資料4「利用料金・運賃設定(案)」がござい
います。

資料に不足はございませんでしょうか。不足があるようでしたら、事務局にお
申し付けください。

委員の交代がございましたので、これより委嘱状の交付を行います。このたびは、10
名の委員の交代がございました。大変恐縮ではございますが、委嘱状の交付は代表者のみ
としまして、交代のありました委員の皆様方には既にテーブルの上に配付させていただい
ておりますので、どうかご容赦ください。

それでは、委員を代表いたしまして、名簿番号7の新潟県村上地域振興局地域整備部
後藤様に会長から委嘱状の交付を行います。恐れ入りますが、後藤様、その場にてご起立
願います。

(委嘱状交付)

事務局(進行)：新たに委嘱されました委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様を紹介させていただきます。名簿順にお名前を申しあげますの
で、恐れ入りますが、その場にてご起立願います。

(委員紹介)

事務局(進行)：委員の皆様のほか、本地域の公共交通事業者の皆様がオブザーバーと
して出席されています。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局を担当する市職員を自治振興課長から紹介いたします。

(事務局紹介)

事務局(進行)：それでは、5の議事に入りますが、協議会規約第11条の規定により、
会長が、協議会の議長となっております。これより会長が議長となります。議事の進行を
お願いします。

会 長：それでは、定めによりまして、私が暫時の間、議長を務めさせていただきます
ので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。報告事項の「(1)村上市地域公共交通活性化
協議会及び村上市地域公共交通総合連携計画について」を議題といたします。事務局から
説明願います。

事務局：それでは、説明させていただきます。お手元に資料1をご用意ください。事前
に送付いたしました資料1ですが、1ページ目に村上市地域公共交通活性化協議会の概要、
2ページ目に昨年度策定いたしました村上市地域公共交通総合連携計画の概要を記載して

います。また、3ページ目は、事前に意向調査をさせていただいたものをもとに事務局で作成した本協議会の分科会員の名簿の案となっています。

まず、資料1の1ページの協議会の概要ですが、本協議会については、市内の公共交通の活性化と再生を図るために、法律に基づき関係機関等から構成される協議会です。設置は平成22年2月9日です。協議会では、昨年度、平成22年度に国の補助を受け、村上市の公共交通の活性化・再生のための具体的な施策を盛り込んだ「村上市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。今年度からは、実証運行等の事業を実施しまして、その検証に取り組んでいくこととしています。

協議会の構成については、記載のとおりですが、法に基づき国、県、本市、交通事業者、道路管理者、警察署、公共交通の利用者、学識経験者等で協議会を構成しています。

協議会の委員の任期については2年間で、平成24年3月31日までの任期となっています。協議会の事務局は、村上市の自治振興課が担当しています。

協議会には分科会を設置しており、分科会については、個別具体の事項について詳細な議論を行う際に活用する組織と位置づけています。分科会の数は4つで、資料1の下段の囲みの中に記載した4分科会の構成としています。

なお、今年度は、分科会の開催は予定していませんが、協議会規程に基づき別紙のとおり分科会の委員構成を作成いたしました。

次に2ページ目の村上市地域公共交通総合連携計画についての概要を説明いたします。

この計画の目的ですが、幹線としての路線バスとこれを補完する移動手段のあり方について見直しを行う。そして統一的なサービス水準を設定し、将来にわたって維持存続可能な交通体系の確立を目指すということを計画の目的としています。

計画区域は村上市全域を対象として、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としています。この10年間のうち、平成23年度から平成25年度までの3年間を実証実験の実施期間として計画の中では定めています。

この計画の目標、基本方針ですが、市民、交通事業者、行政が協働でつくり育てていくことを基本方針としています。利便性の高い公共交通、交通サービスそれぞれの特性をいかした持続可能な公共交通、地域活性化に資する公共交通を目標にしています。

目標に基づく重点施策として、既存路線の見直し、地域に適した運行手法の導入、公共交通の分かりやすい情報提供、地域住民による検討体制の構築を掲げています。連携計画の概要についての説明は以上です。

最後に別紙分科会名簿については、お示ししました事務局案をご了承いただければと思います。以上で資料1についての説明を終わります。

会 長：関連がありますので「(2)平成22年度事業実施状況及び決算報告について」の報告をしてください。

事務局： それでは、お手元に資料2をご用意いたします。表題に平成22年度事業報告と記載されている資料となります。

昨年度、平成22年度については、今ほど説明しました連携計画の策定を主要事業とし

て協議会等を開催いたしました。それぞれ平成22年5月20日に第1回協議会、7月15日に第2回協議会、7月15日から9月17日の間、分科会を開催し、11月18日に第3回の協議会、2ページ目になりますが、平成22年10月14日から平成23年3月13日にかけて住民懇談会等の開催、11月5日に公共交通利用実態調査、12月15日から平成23年1月14日にかけて意見公募を実施、平成23年1月25日に先進地視察調査、2月17日に第4回協議会等を開催し、計画策定に取り組んできたところです。詳細については、資料に記載のとおりでございます。

資料の3ページ目になりますが、平成22年度の決算報告に関する資料です。ページの上段が歳入、下段が歳出に関する記載になっています。

歳入歳出それぞれ決算額は8,404,915円となりました。歳入内訳は、市からの負担金として3,704,908円、国からの補助金として4,700,000円、雑入として銀行預金利子という内訳になっています。

次に歳出ですが、協議会の運営に係る会議費、事務費等として、それぞれ記載の金額、事業費として7,728,000円、こちらについては、計画策定に伴うコンサルタント事業者への委託料となります。

歳入歳出差し引き0円となり、次年度への繰り越しなしというのが平成22年度の決算報告となります。

会 長：ただいま、(2)の報告につきましては、監査をしていただいておりますので、監査員から監査報告をお願いいたします。

監査員：それでは監査員の山田ですが監査報告を申し上げます。平成22年度会計監査報告。来る5月9日に監査をいたしました。村上市地域公共交通活性化協議会規約第10条の規定により、平成22年度村上市地域公共交通活性化協議会会計を監査した結果、歳入及び歳出に関する帳簿並びに証拠書類等は、いずれも適正に処理されていますことをご報告申し上げます。監査員佐藤久也、同じく監査員山田俊治郎、心を込めてサインをさせていただきました。村上市地域公共交通活性化協議会会長村上市長大滝平正様、以上でございます。

会 長：ありがとうございました。ただいま報告事項の(1)及び(2)について、事務局から説明がありました。これらについて皆さんからご意見、ご質疑等をいただきたいと思っております。

会 長：しばらくしてご意見、ご質疑がないようでございますので、報告事項につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声)

会 長：それでは、報告事項の「(1)村上市地域公共交通活性化協議会及び村上市地域公共交通総合連携計画」、「(2)平成22年度事業実施状況及び決算報告について」は、承認させていただきます。

会 長：続きまして、協議事項に入らせていただきます。「(1)平成23年度事業計画案及び予算案について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局：それでは、協議事項の1点目、平成23年度事業計画（案）及び予算（案）について説明いたします。お手元に資料3をご用意いたします。

平成23年度事業計画（案）についてですが、協議会の開催と計画に基づく事業に分けて1ページに記載しています。

本協議会の開催につきましては、年3回を予定しています。本日の第1回の協議会以降、9月に第2回の協議会、平成24年2月に第3回の協議会を予定しております。

第2回の協議会では、10月から実施する実証運行についての最終確認等をお願いしたいと考えています。第3回の協議会では、運行を開始した取り組みについての検証、次年度以降の取り組みの計画案、予算案といったものを協議事項として予定しています。

次に計画に基づく事業ですが、大きく5つの柱を考えています。

1点目が、平成23年10月から開始を予定しているデマンド型（予約型乗合）交通の導入というものです。これにつきましては、交通空白地域・不便地域における高齢者等の通院等への対応のため、タクシー車両を活用した予約型乗合タクシーの実証運行を行っていきたいという内容のものです。

2点目が、まちなか循環バスの運行、こちらも10月からの運行開始を計画しているものですが、こちらについては、市街地の公共交通空白域、市内の他地区から、あるいは市外からの来訪者移動に対応した市街地を循環するバスの運行です。

3点目が、路線バスの運行ルートの一部延伸で、こちらは村上の市街地から馬下、北に向かった海岸線沿いの系統がありますが、こちらを山北方面に向かって一部延伸するという取り組みです。

4点目が、随時開催する予定ですが、公共交通利用促進のPR・広報活動です。こちらは、公共交通全体の利用促進、10月から予定しています取り組みの参加を促すための周知等を内容としたものです。

最後に5点目ですが、住民懇談会等の開催です。随時開催する計画ですが、主に実証運行を展開する地区の方を対象にした説明会と、公共交通空白集落において移動手段についての意見交換会等を継続して開催していきたいというものです。住民懇談会では、公共交通の運行の評価や、利用促進策・改善策の検討も地域の皆様と一緒に考えていきたい、実現していきたいという内容です。

以上が資料3の1ページ目、協議会の開催予定と本年度の計画に基づく事業の概要です。2ページ目以降につきましては、計画に基づく事業のうち10月から予定しています、それぞれの実証運行等の具体的な内容を記載した資料になっております。順次説明させていただきます。

資料の2ページ目ですが、事業の1が、デマンド型（予約型乗合）交通の導入です。この事業の目的としては、交通空白地域、あるいは不便地域の解消を目的とし、高齢者等の通院ニーズへの対応に関するものです。前回第4回の昨年度の協議会以降、交通事業者様とそれぞれ協議した内容ということで、現時点での具体案となっています。

実証運行案については、まず1点目、山形県との境、県境から山北の府屋・勝木間の中

で展開するデマンド型交通の内容です。運行主体については、山北タクシー様、運行開始時期は平成23年10月4日からの予定です。運送区間・区域については、起点は伊弉野、終点を勝木のゆり花会館ということで、主たる経過地を府屋駅、勝木駅、山北徳洲会病院といったところを主な運行ルートとした、路線を固定した運行です。運行日については、火曜日と水曜日それぞれ1日4便の運行を計画しています。祝祭日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除いた期間とし、この運行日については、山北徳洲会病院の送迎サービスが行われていない曜日の運行といったものを設定曜日としています。

運行時間については、今ほど1日4便と説明いたしましたが、それぞれ往復各2便ずつで、7時から8時台に1便、9時から15時台に1便というものが往路の便の想定です。復路については、9時から15時台に2便という設定です。運行ダイヤについては、詳細を交通事業者様と協議し設定させていただきます。鉄道駅との接続もありますので、ダイヤの接続を考慮した形で運行を計画していきたいと考えています。

使用車両については、ジャンボタクシー、あるいは中型のセダン型のタクシーを人数に応じて使い分けをしていくというものです。

輸送人数の見込みですが、沿線の集落の高齢者の1.5%を一つの目安といたしまして、1便あたり3～4人程度の利用を見込んでいます。運行系統については、概略図を記載させていただいております。利用方法については、山北地区のこの取り組みについては、事前に利用登録をいただき、前日までに運行主体であるタクシー会社様に予約申し込みをしていただくという内容を現在想定しています。以上が県境から府屋・勝木間のデマンド型交通の取り組みです。

資料の3ページ目ですが、同じく山北地区で展開する二つ目のルート、府屋・勝木間・下海府エリアのデマンド型交通の取り組み内容です。運行主体、運行開始日等は、先ほどと同じ山北タクシー様、平成23年10月4日からの運行開始を予定しています。

運送区間としましては、起点・終点それぞれ府屋・板貝間という経路として、主たる経過地としては、府屋駅、勝木駅、山北徳洲会病院、ゆり花会館を想定しています。

運行曜日については、先ほどと同じように山北徳洲会病院の送迎サービスが行われていない木曜日という週1便の設定で、1日4便運行を予定したいと考えています。山北地区におけるデマンド型の取り組みについては、曜日を限定した運行ということ、それからある程度、路線を固定した形での運行というものを計画しています。

運行時間については、鉄道駅との接続を考慮したダイヤを今後設定していきたいと考えていますが、記載のとおり、9時台から15時台に往路・復路合わせて4便計画したいと考えています。

使用車両及び輸送人数についても先ほどと同じ考え方で、ジャンボタクシー、セダン型タクシーの使い分け、利用者の見込みについては、沿線地区の集落の高齢者の1.5%程度の人数を見込んでいます。運行系統については、記載の図のとおりでございます。利用方法については、事前の利用登録、前日までに運行主体に予約申し込みをするという方法を想定しています。

資料の4ページ目ですが、荒川地区全域を対象としたデマンド型交通です。こちらについては、坂町タクシー株式会社様、藤観光タクシー株式会社様の2社を運行主体として想定しています。

運送開始については、平成23年10月3日からの運行開始を予定しています。運送区間については、荒川地区全域の各戸、各自宅から坂町駅、県立坂町病院、国道7号沿いにある高速バス乗り場、荒川支所を目的地として想定しています。運行曜日については、平日月曜日から金曜日、1日6便程度の運行便数・運行曜日を想定しています。祝祭日、年末年始を除いた期間としています。

運行時間については、鉄道との接続を考慮したダイヤ設定を今後詰めていきたいと考えていますが、往路については、7時から8時台に2便、9時から15時台に1便、復路については、9時台から15時台にかけての3便を想定しています。

使用車両については、予約人数に応じて使い分けをすることを想定しており、ジャンボタクシーとセダン型タクシーを使い分け、輸送人数については、1日あたり40人から50人程度を想定しています。荒川地区全体の高齢者の1.5%の利用を想定人数としています。

運行系統図について少し分かりにくい系統図かもしれませんが、周辺に家のイラストがありますが、これらを予約に応じて回り、目的地となる県立坂町病院ですとか坂町駅、他の目的場所、乗降場所へ送るというものです。予約に応じて運行ルートはその都度変わりますが、乗降場所は、固定した形のデマンド型交通です。

利用方法については、山北地区での展開と同様に事前に利用登録をしていただき、前日までに運行主体若しくは予約の受付センターなりに予約の申し込みをしていただくという方法を考えています。

山北地区と荒川地区の取り組みでは、事前に利用登録を行っていただきますが、効率的な運行をするにあたってどのようなルートを選択すればよいのか、前日までに準備が可能だということ、利用者の調査、アンケート調査、評価を行う際に特定の方をお願いをすることが可能だということを目的にしまして、利用登録をしていただくことを考えています。山北地区については予約の受付窓口は、運行主体が1社ですので、特別、予約受付センターを置く想定はしていませんが、荒川地区については、現在2社操業されていますので、2社の方々と協議をして、当初から予約受付を一本化するのがよいのか、あるいは運行の事務量、処理量に合わせて、予約受付等を一本化するのがよいのか、今後詳細を詰めたいて考えています。何よりも利用される方々にご不便を感じさせないようなやり方をとっていききたいというものでございます。ここまでが4ページまでの説明です。

資料の5ページ目ですが、の県立坂町病院から平林・砂山エリアへの運行です。こちらについては、病院からの帰りの対応を重視した形の一方向の乗合型タクシーの取り組みです。運行主体としては、坂町タクシー株式会社様、藤観光タクシー株式会社様の2社を想定しています。旅客対象としては、神林地区にお住まいの方、主に平林・砂山エリアの方を想定とした運行方法です。運送区間・区域については、起点を県立坂町病院として、

終点を神林地区内の平林・砂山エリアの皆様のご自宅までというルートを想定しています。

運行曜日・便数については、平日の月曜日から金曜日、1日2便程度の想定をしています。時間帯については、午前の診療が終わった時間に合わせ、9時台から15時台に2便程度を想定しています。運行時間については、病院への通院者の方々の時間帯別の動向等、また、病院側とも協議しまして、ダイヤの設定をしていきたいと考えています。

使用車両は、ジャンボタクシー、セダン型タクシーを使い分け、1日あたりの利用人数は、神林地区の高齢者の1.5%の概ね半分程度というような想定で10人から20人程度の利用を見込んでいます。運行系統図については、県立坂町病院から塩谷地区、あるいは平林地区を中心とした通院帰りの対応をしたいという内容です。この利用方法については、事前の利用登録を不要とし、運行時間までに乗降場所に行き、利用していただく方法を想定しています。これについては、各地区で住民懇談会を昨年度展開した際に、病院から帰る時にお年寄りが電話をかけてあらかじめ予約するといったことは難しい、日によって診療時間にズレができる、少し具合が悪く予約等の作業が困難な方もいる場合、車が待機していて、そこから利用してもらうほうが利用しやすいのではないか、利用者のためになるのではないかといったご意見をいただきました。

当初は、行きと帰りの運行を計画してきましたが、交通事業者様と協議を行い、実証運行開始当初は、帰りの対応から始め利用状況を見て改善していったらどうかということになりました。

病院からの帰りの対応で、利用登録なしで運行時間までに乗降場所に行っていただくというような方法から実証運行を行いたいと考えています。詳細については、今後病院様側とも協議させていただきますし、病院側がクレームの対応をすることがないように運行車両、予備車両の対応ですとか、交通事業者様とよく詰めて不便にならないようなサービスを実証運行の段階からしていきたいと考えています。

資料の6ページ目ですが、県立坂町病院から神林地区、平林・砂山エリアの送迎に対しまして、今度は村上総合病院から神納・神納東・西神納エリアの方を主な対象とした帰りの対応です。運行主体としては、株式会社瀬波タクシー様、岩船タクシー株式会社様、株式会社はまなす観光タクシー様の3社を予定しています。旅客対象としては、神林地区の主に神納・神納東・西神納エリアの方を利用対象の想定とした内容です。

運行開始は平成23年10月3日からの予定で、運送区間は、起点を村上総合病院として、神林地区の主に神納・神納東・西神納エリアの方々のご自宅までを運送区間として想定しています。

運行曜日・便数については、月曜日から金曜日、1日3便程度で祝祭日と年末年始を除いた運行曜日・便数を想定しています。運行時間、ダイヤについては、帰りの便の想定ですので、午前中の時間帯を中心に3便程度を現在想定しています。これらについては、通院されている方の時間帯等を考慮して設定をしていきたいと考えています。

使用車両については、ジャンボタクシーとセダン型タクシーの使い分け、輸送人数の見込みとしては、県立坂町病院の際と同様の考え方で、神林地区の高齢者の1.5%の概ね半分

程度の10人から20人程度の利用を見込んでいます。

運行系統については、記載のとおり村上総合病院から神納東・西神納地区・神納地区への展開を主に考えています。利用方法については、病院からの帰りの対応ということで、事前利用登録なし、時間までに乗降場所に来ていただき、利用していただくという方法を想定しています。

神林地区については、荒川地区と同じような運行形態を当初想定していましたが、交通事業者様と協議を行い、実証運行開始当初は、帰りの対応から始め利用状況を見て改善していったらどうかということになりました。交通事業者様が保有の車両台数にも限界がございます。すべてのタクシー車両を実証運行に使用できない部分もあり、病院からの、まず帰りの対応からという取り組みとさせていただきます。

デマンド型交通については、山北地区、荒川地区、神林地区のそれぞれの地区毎に手法を異にしたやり方で展開をしていき、運行しながら見直しを図り、利用者のニーズに合ったやり方、地域性に合ったやり方を模索していきたいというものです。

ここまでがデマンド型交通の説明です。

資料の7ページ目ですが、まちなか循環バスの運行です。この事業目的やねらいについては、記載のとおりですが、まず、市街地の空白地域、あるいは不便地域を解消することを第一段階の目的としています。これによって利用者の拡大を図っていきたい。あわせて市内の他の地区から、あるいは市外から来られた方々の鉄道や既存路線バスとの連絡といったものを図りながら、利便性の向上を図っていききたいというものです。

次の段階では、交通網の拡大、網の目を少し広げていく、あるいは細かく対応していくといったことで、便利な交通網への改善といった取り組みを想定しています。

展開によりましては、観光対応の運行ルートですとか、特定日の運行といった、特定期間の運行といったものも実証運行等の中で取り組んでいきたいというものです。今年の10月からの運行を予定しているまちなか循環バスについては、生活移動の確保というようなことを念頭に置き、運送区間を設定しています。村上駅を起点として、病院、郵便局、中央図書館こちらの会場になりますが、ここを經由し、肴町、鍛冶町、小国町、安良町といった中心部の通りから、市役所近郊の大町、小町、村上小学校付近、村上地区公民館、市役所といった中心商店街、県営住宅前、南町、山居町、それから村上高校前をぐるりと回るような運行ルートを想定しています。運行距離は約5.7キロ、1回の運行時間は、概ね20分程度を想定しています。運行曜日については、まず生活移動を主に考えていますので、月曜日から金曜日、1日10便程度の運行曜日・便数を想定しています。

運行ルートのイメージ図、白黒で判りにくい部分もありますが、運送区間・区域を地図上に概略を落とし込んだものとなっています。資料の8ページが、まちなか循環バスのルート、それから時刻の案といったもの、それぞれ現段階での案ということでダイヤ設定とあわせた資料になります。

始発の便、この案では1便目は8時半に村上駅前をスタートする。1周しまして8時49分頃村上駅前に戻ってくるような1周のルートです。これを1時間ごとに運行するよう

な10便の設定をしたものです。これらについては、今後、この運行を予定している新潟交通観光バス様と利用実態等、他のバスの運行等の事を考慮してダイヤ設定をしていきたいと考えていますが、分かりやすく、覚えやすい時間設定、区切りのよい時間設定といったことを念頭に置いてダイヤは検討してく予定です。

資料の9ページ目ですが、事業、実証運行等の3つ目の取り組みですが、路線バスの運行ルートの一部延伸です。これについては、現在運行している市街地から馬下系統のバスを山北方面に向かってルートを一部延伸するという試みです。運行する区間には、JRはありますが、最寄りに駅がない、加えてバスも運行されていない地区があります。

これらの地区にお住まいの方の高齢者等の通院ニーズへの対応といったものを念頭に置いた取り組みでございます。運行主体については、新潟交通観光バス株式会社様を想定しています。運送開始は平成23年10月3日からの予定で、実証運行の延伸区間を馬下から板貝までの延伸距離6.9キロを計画しています。既存路線バス系統の馬下線がありますので、これを延伸する実証運行の系統です。運行日については、現在の路線バスの系統と同じ、月曜日から金曜日までの1日4便、祝祭日、年末年始を除いた運行とし、利用料金については、路線バスの運賃をベースにした運賃を想定しています。既存路線バスから継続する距離に応じ、料金を設定するものです。

ここまでが実証運行等を予定している3つの柱となります。

資料の10ページ目からは事業の柱の4つ目、5つ目の柱になりますが、まず事業4番目の公共交通利用促進PR・広報活動について説明させていただきます。この事業の目的については、公共交通の利用促進を図ること、実証運行等への参加を促すための周知を主な内容・目的としているものです。

PR・広報活動案については、それぞれ項目立てをしまして、詳細内容を記載していますが、配布物等の作成、市報の活用、ホームページの活用、掲示物、あるいは愛称やロゴマークの募集、その他で項目立てをしています。

それぞれ媒体別にターゲットを明確にして広報・PRを図っていききたい。きめ細やかな広報をしていききたいというような取り組みを計画しています。愛称・ロゴ等については、今後本格運行するものにあわせて、次回以降の協議会の中で募集をするのか、あるいはしないのかも含め、検討したものを協議会でご協議いただければと考えています。

事業の4つ目の説明は以上です。

資料の11ページ目、事業の5つ目になりますが、住民懇談会等の開催についてです。

実証運行に関する説明会、実証実験の評価・改善策の検討のための意見交換会の開催と公共交通空白集落における移手段の検討のための意見交換会の開催といったものを大きな柱としたものです。

それぞれ今後実証運行を想定している地区については、説明会、意見交換会、実証運行の評価というような流れで展開をしていきたいと考えています。効果項目、目標値などをあらかじめ設定し、それぞれ実施した内容ごとに検証を進めていくというようなものです。

懇談会や説明会等の開催についても、細やかに集落単位等、小さな単位で開催をしてい

きたいと考えています。実証実験の評価に向けた検証内容案、いくつか項目立てで出しておりますが、まず、利用者の利便性といったものとかが、地域の主体的な関与、それから事業の採算性ですとか、あとは、なかなか評価しきれない部分ではありますが、間接的な効果、こういったものが評価の内容になってくるのかなと考えています。

こちらにつきましても、実証実験が始まる前、本格運行が始まる前にそれぞれ項目をきちんと明確にし、協議会の場でお諮りしていきたいと考えています。公共交通空白集落における意見交換会については、昨年度、朝日地区の皆様と懇談の場を設定させていただきました。これにつきましては、引き続き開催していきたいと考えていますし、市内の他地区におきましても空白の集落、地域といったものが存在しておりますので、順次そちらの方々とも意見交換会、新たな取り組みを検討していきたいと考えています。

事務局としましては、先進的に取り組まれております、新発田市の赤谷地区にお邪魔しまして、地域主体になったボランティア輸送のあり方を視察する予定としております。

協議会の場でその際の内容等をご報告させていただきたいと考えています。

以上が事業の内容でございます。

次に、平成23年度の予算(案)でございますが、歳入といたしまして21,452,000円、内訳は、村上市からの負担金のみで計上です。昨年度まで協議会の場では、国からの補助金といったものを予算項目としてあげさせていただきましたが、国の支援制度が大きく変更となりまして、協議会への直接的な補助の制度ではなくなりました。

運行事業者様への補助といった形になること、現時点で国の支援事業の活用に未確定の部分があることから、補助金は現段階では0円とさせていただきます。以上が歳入に関する説明です。

歳出については、運営費と事業費に分かれますが、運営費については、委員の皆様方の協議会3回開催分の報酬・費用弁償、その他事務費を計上しております。

事業費については、現時点では、運営費にかかるものを差し引いたもの21,093,000円を事業費として計上しております。デマンド型交通15,632,000円、まちなか循環バス運行2,691,000円、路線一部延伸1,074,000円、広報等に関する経費1,696,000円という内訳としておりますが、今後、交通事業者様とのやり取り、契約内容等によりまして変動する部分がございます。この事業費には運行経費の他に準備にかかるような初期費用も含めておりますので、流動的な部分もあります。内訳については現時点の予算ということでご理解いただければと思います。歳出総額については、歳入と同額21,452,000円の計上としております。

以上が予算(案)となります。以上で資料の説明を終わります。

会 長：ただいま、協議事項の(1)について事務局から説明がありました。この説明に対しまして、皆さんからご意見、あるいはご質疑等ございましたら、お願いしたいと思います。

委 員：歳入を全額市で負担するというところでありますけど、説明にあったように国の補助が入った場合は、その分、市の負担金を減額するという考えなのでしょうか。

事務局：お見込みのとおり、市の負担金が減額となり、この既決の協議会予算の中でや

りくりしていききたいという考えです。

委員：はじめに、せっかくこれだけの協議のもとに実施するわけではありますが、なかなか末端までこういう計画といえますか、今説明のありました計画が浸透するまでには大変でありますので、区長会であるとか、広報その他で周知徹底されるようお願いしたい。せっかくの計画が浸透するようお願いしたい。

次に、住民懇談会の開催とありますが、これは、集落がお願いすれば住民懇談会ができるのか。たとえば神林地区であれば神林の支所に任せるのかということなのでしょう。住民懇談会の開催についてお聞きします。

事務局：住民懇談会の開催については、今後、各支所と協議して詰めさせていただきたいと考えています。集落からの希望に応じて私どもの方からお邪魔することも対応としては考えています。

会長：周知等についてもご質問がありましたのでどうぞ。

事務局：周知の方法については、広報で記事掲載をするだけでは、なかなか浸透しないものですので、全体的な部分については市報を活用し、細やかな部分については、集落単位での配布物を各世帯に配布するとか、繰り返し、繰り返し、間断なくやっていくというような方法で広報したいと考えています。また、利用された方から口コミで伝えていただくといった部分も広げる方法としてはあるのかなということを考えていますので、そのあたりは、住民の皆様にも説明会を通じましてお願いをしていききたいと思えます。

会長：なるべく早く住民に定着していただくように努めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。他にございましたらお願いいたします。

委員：お聞きしたいのですが、山北地区と荒川地区は、事前に登録とありました。どれだけの人数が利用するのか事前に把握することができます。しかし、この中で神林地区がございまして、登録なしとありますので、もしかすると一人も乗らない時もあると思います。そうすると無駄な運行をする可能性があります。そこも一つの実証実験だと思いますけど、無駄のないような体制を取っていただければ、最高だと思われれます。

それと要望ですが、今の段階では、公共の場所、病院や駅などだけではありますが、これから先、やはり大きなショッピングセンターなどに年寄りが買い物に行きたいという要望が強いと思います。それも早めに解決するようにお願いをしたいと思えます。よろしく願いします。

事務局：病院の送迎の対応につきましては、こちらとしましては利用がないという想定をしておりますので、いっぱい利用していただくというような想定で、待機車両につきましては、切れ目なくというか、乗り切れないでクレームが来ることのないようにという配慮から、まず、やっていききたいと考えています。

利用が全くない時間帯があれば、そちらについては、運行時間自体の見直しをして少し前後させる。帰りの方の多い時間帯に多く設定するという対応をしていききたいと思えます。

また、買い物の対応については、委員がおっしゃられるとおり、今後、当然視野に入れていかなければいけませんし、やっていくべきことだと考えています。買い物よりも外出

頻度の低い通院からの取り組みです。

買い物については、買い物先も利用される市民の方々それぞれに別々ですが、実証運行をしながら、検討していきたいと考えています。

委員：よろしく願います。

会長：他にございましたら願います。

委員：細かい事ですが、うちの中心は神林地区ですと、県立坂町病院だと思いますが、そちらで処方箋をもらって、そんなに遠い薬局さんで薬をもらうお年寄りはいないと思うのですが、県立坂町病院から向かい側の薬屋さんまで歩くのも大変な方もいらっしゃるよ。当然、薬屋さんで待っていて、そこで乗れるのが一番よいと思うんですが、そのへんのことと、あとは荒川、神林に複数の個人医院があります。そのあたりでよく通院される方もいらっしゃいますが、そのへんのことは、この計画には入っていないのでしょうか。

事務局：医療機関の周辺には、薬をもらう場所がありますので、今後、乗降場所の設定の中では含めて考えていきたいと思っています。個人の開業医様については、今後の取り組みの中では、必ず要望として出てくると思います。併せて荒川地区については、隣接する胎内市さんの平木田方面等への通院の要望といったものも出てくるのが想定されます。これらの対応については、予約乗合型の対応が適しているのかどうか、意見要望、それから運行主体の対応が可能かどうか含めて検討していくこととしています。

委員：実は、私どもタクシーのグループで5月18日に協議会の事務局の方と打合せをさせていただきました。地域別で山北地区については、1社しかございませんので問題ないのですが、神林地区の人を病院から送るということについては、事前登録がないということになると、そこに待機している車があふれた場合どうするのか、一般の病院の通っているお客さんも当然タクシーを利用されるわけですから、その識別、その当番に当たった拘束されたドライバーはあぶれることになりまので、そのへんの問題を解決していただきたい。特に岩船タクシーという会社があるのですが、わざわざ村上総合病院まで来て、あぶれたらどういうことになるのか、そのへんもよく理解していただきたいと思います。

それから、まちなか循環バスですが、当初、右回りと左回りという計画であったと記憶しているんですが、今日の資料を見ると、予算のことばかりを考えてこうしたのかなと、行きはよいが、帰りは歩いて帰れというコースです。同じ道順を通るからお客さんが利用するのであって、帰りはとんでもないコースを通ったのであれば、お客さんは乗りません。

その辺どういう考えでコースを変えたのか。それから、時間の設定ですが非常に無理があります。19か所ですよ、全部で乗降するかどうかは分かりませんが、市内は非常に幅員幅が狭い、電柱も立っている。そこをぶっ飛ばして行くわけにはいけませんよ。歩行者もいますから。もう少し時間に余裕を持って、便数を減らすということと、行き帰り同じコースを通らないとお客さん乗りませんよ。そのへんどういうふう考えているんですか。

事務局：委員がおっしゃるとおり、昨年度の協議会の中では、左右回りといったものを

提案させていただきました。その協議会以降、運行を想定しております新潟交通観光バス様とも意見交換をさせていただきました。便数が半分になるじゃないかと、両方回りであれば利便性は向上しないのではないかとといった意見も交換させていただいたところですが、運行当初は、片回り1日10便から始め、利用状況を踏まえて改善していくほうがよいのではないかと、最初から左右回りでということがよいのかどうか、全く利用状況が見込めない中では、どうかなといったところもありました。同じような街中を巡回するようなバスで、左右回りにしたときに逆に利用しづらかったといったような他の自治体の事例も聞いておりましたので、まずは、村上の中においては、一方的な巡回コースではございますが、ここからやっていきたいと考えています。

運行時間の設定は、キロ数に応じて一定の速度を掛けて、大体このくらいの所要時間かなというものでございますので、安全運行を念頭に置けば、当然時間的な変動が出てくると思いますので、そのあたりは今後交通事業者様と詰めさせていただきます。

公共交通については、安全運行が一番の課題ですので、安全運行に資するようなダイヤ設定をして対応していきたいと思います。

会 長：もう一つタクシーについてもお願いします。

事務局：タクシーの件については、今後想定しております運行主体様と個別に協議をさせていただきますが、新たな乗合タクシーの導入でございますので、まずある程度のお金、最初は日額補償といった部分のものを加味したお願いの仕方になると考えています。具体的なことについては、今後個別に詰めさせていただければと考えています。

会 長：当初は、そういうことでやらせていただいて、これから関係する業者さんという話も詰めてさせていただくというようなことですので、よろしくお願ひしたいと思っております。他にございましたらお願ひいたします。

事務局：一つ質問に答えておりませんでした。通常のタクシーとこの乗合タクシーとの識別についてですが、マグネットシールなど大型の掲示物を車両に貼付するような方法、それから、乗降場所を明確に表示するという事で、なるべくお年寄りの目に付きやすい文字の大きさですとか、大きな表示をして少し識別が可能ないようにしていきたいと考えています。

委 員：新潟交通観光バスの田巻でございます。先ほどの委員のご発言のとおり、ダイヤ、あるいは回り方については、鋭意ご協議をいただければと思います。まずは何よりも地区にお住まいの方々、あるいは利用される方々が本当に利用しやすいバスというのとはどういふものなのかという視点に立って考えたいと思いますので、ご協議の程よろしくお願ひいたします。

先回の協議会の際にも発言をさせていただいたのですが、休日のバスの運行について、これをどう考えるかということでございます。この前の日曜日、プライベートでこちらに子供と一緒に遊びかたがたお邪魔をさせていただきました。その時に街中を拝見させていただくと、いわゆる旅行者の方々が高速度道路の無料化が間もなく終了することも手伝ってということもあるのでしょうけども、ガイドブック片手に歩かれている方が多かったとい

うのが見受けられました。そういうことからして、休日の運行についても引き続きご検討をいただければと思います。以上でございます。

会 長：課題ということで、これから検討をしていただきたいということでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。他にございましたらお願ひいたします。

委 員：山北地区の計画ですが、1便あたり3人、4人これで採算的に間に合うものでしょうか。そのあたり心配ですがいかがでしょうか。

事務局：本市の取り組みは、行政が行う新たな取り組みです。採算性だけを追求しますと公共交通というのは、なかなか成り立たないものであります。これを行うことによって、利用者にとっては外出機会も増えるかもしれませんし、通院についても対応できる部分と、少し数値で表せない効果等もありますので、まずここからやってみたいというところがございます。採算性を考慮すると1便あたり3、4人程度では採算が取れないんじゃないかといったところはあるんですが、乗り合いが進んでいきますと少し採算ベースに乗ってくることもありますし、運行経費がかからないよう予約があれば運行するというものがございますので、毎日毎日、乗せるか乗せないかわからないけど走らせるというスタイルではございませんので、経費の節減方法、それからそういったことを加味してやっていきたいという試みでございます。

会 長：そういうことでありますので、いっぱい乗るように宣伝してください。他にございましたらお願ひいたします。

委 員：なんと申しましても、これは大勢の方に利用してもらわなければ採算が取れないわけですから、まず大勢の方に利用していただくには、例えば実証実験の期間、10月から始めて、次の協議会になると2月に予定されています。2月までに例えば荒川の場合だと県立坂町病院のみ対象になっておりますけど、個人では4つのお医者さんがございまして、県立坂町病院よりも4つのお医者さんを合わせると、むしろその回数が余計になると思います。よって10月から始めて次の協議会の時に見直しをやるというのでは、少し期間があるのではないか。よってその前に何とか見直す手立てを考えていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

会 長：事務局、非常に難しい話でありますけど、どうぞ。

事務局：協議会は、この次9月、それから2月というような予定で、2月については10月からスタートして概ね年内の部分の評価といったもの、実績といったものが報告事項になると思います。実際に個人医院さんへの通院対応のほうが余計になるかもしれませんし、そのへん動かしてみないとわからない部分もあります。あと、予算的に対応できるか、あるいは交通事業者さんのほうで配車もうまくいく、あるいは経営への影響もそんなに負担にならないとか、そのあたり総合的に勘案して対応ができるものは協議会に諮らずにやる部分も出てくるかもしれませんし、そのあたり、まず利用者になる市民の皆様の利便性の向上、それから対応可能かどうかの現実性、これらを少し判断させていただいてやっていきたいと思っております。

委 員：そうしますと、実際に利用されている皆さんの状況を踏まえながら、見直しを

していただけると、このように理解してよろしゅうございますか。

事務局：そうです。この協議会を開かなければできないということであれば、大変時間もかかるわけですし、皆さん都合もあると思いますので、そういう状況を判断し、総合的な状況を判断して、これは見直しをすべきだということであれば、会長にも相談をした中で判断をさせていただければありがたいと思っております。

会長：いずれにいたしましても、今現在実証をお願いしているのは、ある意味において公共的な施設、公共的な医療機関をやっております。これが今おっしゃったように、先程来ありますように、いわゆる個人的な診療機関、あるいは買い物の場所等になってきますと、非常にメンタルな部分も考慮しなければならない場合もありますので、それらについても十分に考えながら、対応をする必要がありますので、その点についても十分に対応しなければならないと、そのように考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

他にございましたらお願いいたします。

それでは、ないようでございますので、(1)につきましてご承認させてもらってよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

会長：それでは、協議事項の「(1)平成23年度事業計画案及び予算案について」は、承認をさせていただきます。続きまして協議事項の「(2)利用料金、運賃設定について」を議題といたします。事務局の説明願います。

事務局：協議事項の2点目でございますが、「利用料金、運賃設定について」です。お手元に資料4をご用意ください。ただ今、協議事項の1点目でご承認いただきました事業計画(案)に基づきまして、今後、タクシーを使った取り組み、バスを使った取り組みをしていくことといたしますが、運行にあたりまして、実際に利用される皆様からのご負担をどうするかといったこと、これが利用料金・運賃設定の案ということで協議させていただく事項でございます。利用料金・運賃の設定につきまして、資料に基づき説明をさせていただきますが、まず設定の考え方といたしまして、まちなか循環バス、それからデマンド型交通、両方共通する部分ですが、まず、わかりやすい料金体系、料金であるということ、それから使ってみたいなと思えるような料金、こういったものを念頭に置いていきたいというところでございます。併せて、デマンド型交通につきましては、新たな取り組みでございます。値段の設定については、様々な手法、自治体で異なっておりますが、まず本市の取り組みとしましては、運行当初については、乗降場所から目的地までの距離区分での設定といったものを第一に考えていきたい。それからバス運賃、タクシー料金なども考慮した設定にしていきたいといったことをデマンド型交通については考えています。

具体的に料金・運賃設定(案)2番目の記載事項にございますが、まちなか循環バスについては、事務局としては2つのパターンを示させていただきました。パターン1が1回

100円という設定です。パターン2が1回200円という設定です。路線バスの初乗り運賃につきましては、ご存じのとおり150円からスタートになります。パターン1、パターン2、通常のバスの初乗り運賃と比較して50円高いか安いかなというような設定がございしますが、まちなか循環バスについては、100円、200円という2パターンを事務局から提示させていただきました。

まず、運行当初の設定ですので、今後利用促進を図る中で、どのような値段がよいのか、これが、ずっと変わらないものなのかどうかは別といたしまして、平成23年10月から運行する際の設定ということを念頭にご協議いただければと思います。当然運行評価を行う中で、見直していく考えです。

次にデマンド型交通ですが、これについて距離区分といったことを第一に考えると、先程申しあげましたが、まず、今回の取り組みの目的地として、医療機関があります。地区内における大きな病院、そこまで大体どのくらいの距離なのか地図上にコンパスを広げて確認したときに、概ね15キロの範囲内で、地区内の基幹病院にはたどり着けるような距離区分でございました。そのようなことから、最長の設定は、15キロということで想定したものです。パターンについては、3つ提示をさせていただきます。

パターン1は、乗降場所から目的地までの距離1キロ単位、初乗り、最初に乗る料金を100円から設定しまして、100円単位で加算するというものです。1キロの所にあれば100円、5キロであれば500円、15キロの所であれば1,500円というようなキロ数掛ける100円でそれぞれの運賃が変わるというものでございます。

次にパターン2ですが、目的地からの距離区分を3キロごとという単位にしたものです。デマンド型交通を取り組まれている近隣の自治体様の中には300円の定額でやられているところもありますので、最初に利用する際の料金設定は、仮に300円というような設定で、3キロごとに100円単位で加算するというようなパターンです。最長15キロの区間内であれば5段階にそれぞれ料金が分かれています。300円から400円、500円、600円、700円と3キロごとに上がっていくというようなものです。

パターンの3つ目が、パターン2と同じ考え方で、今度は5キロ単位にしたものでございます。最初の料金区分のスタートを300円にしまして、5キロごとに100円単位で加算するというものです。

このパターン1、パターン2、パターン3を表に表したものが、2ページの別紙でございます。パターン1、パターン2、パターン3ということで、それぞれパターン1からパターン3に向かっていきますと、上限運賃が変わっていきます。パターン1の最高金額が1,500円という想定でありますし、パターン2については700円、それからパターン3については500円ということで、利用される方の負担を考えますと、パターン3が一番割安でよいところではあります。事業として継続できる継続性、そういったものを考慮したときにどうなのかといった点がございします。このデマンド型交通については、乗り合いが進んで初めて採算性等も考慮できる、カバーできるというようなものでございますので、短距離の方の利用が多かったり、長距離であまり利用がなかった場合、それぞれ

負担が増減してきます。こういったことを加味して協議していただきたいと思いますが、事務局としましては、それぞれまちなか循環バスが2パターン、デマンド型交通については3パターン提示させていただきました。

事務局案としましては、まちなか循環バスについてはパターン1からやりたい。それからデマンド型交通についても同様にパターン1からやっていきたいというような考えを持っております。まちなか循環バスについては、先進地の自治体で同じようにワンコインバスというような形で取り組まれております。100円では採算が必ずしも取れるかどうかは分かりません。利用者が増えれば逆にカバーできていく部分もございますので、まず、使ってみたくなる料金といったところを念頭に置いて100円といったもの、それから他地区の系統から乗り入れた方が、次に使う時にプラス200円がよいのか、100円が使いやすいのかといったことを加味したときにも、100円からやってみて、利用者の数をどんどん増やすような利用促進策を取っていきたいという思惑で、まずパターン1といったものを事務局案としております。

また、デマンド型交通についても、パターン1でございますが、こちらについては、当初キロ単位、100円単位での想定をしております。利用促進を見直していく中で、距離区分を少し縮めるとか、料金設定をもう少しパターン3に近づけていくような方法、いろいろ今後検討できるかと思っておりますので、最初は、分かりやすさといったところからパターン1がよいのではないかと考え、両方の料金・運賃設定については、それぞれパターン1を事務局案として考えています。料金設定については、大人の利用を想定しております。子供料金については、この半額がよいのか、また改めて料金設定については考えていくところですが、まず大人の利用というところを念頭に置いて、ご協議いただきたいと思っております。

会 長：ただいま「利用料金・運賃設定（案）」について、事務局から説明がありました。核心部分でございますので、皆さんから忌憚のないご意見をいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委 員：新潟交通観光バスの田巻でございます。まちなか循環バスの運賃の設定についての意見を述べさせていただきます。事務局案で100円ということでございますけれど、数は少ないとはいうものの、路線バスの初乗り運賃が150円ということで、どうしてもそれがやはり部分的に引っ掛かるということでございます。こちらのほう、もし順調にいけば、こちらのまちなか循環バスに誘導するという施策なのであれば、それはそれで結構な話であります。そうすると、既存の路線バスを利用されている方が、どうしても割高感を感じてしまうというふうなこともございます。さりとて200円にするとどれだけご利用される方がいらっしゃるかということも難しい話でございます。

ということで、印の所に回数券にプレミアムを付与すると、そういうことが私どもの基本的な考え方でございます。日常的に毎日のようにご利用いただける方には、回数券等でできるだけ負担が少なくなるような形でやられてはいかげなかと。ただ、この10月1日から始めて今後、100円で固定しないで実際の状況を見てもう一度ご判断をいただ

きたいという気持ちもございます。ということで、私どもといたしましては、200円であれば一番理想的ではあるんですが、100円という選択肢を選ばれるということなんでしょう。あれば、今後の変更も、あるいは回数券等でいろいろと施策ができるということも視野に入れて、また、ずっと続けるということではなくて、いわゆる持続可能な公共交通ということでございますので、そこらへんも念頭に置きながら、順番に運賃についても考えていただきたいということでございます。以上でございます。

会長：今走っている方々の意見でございますので、非常に考えさせられますけども、その点についてどうですか。

事務局：交通事業者様のご意見でありますので、そういった現場の交通事業者様の声も尊重しながら、私どもも実証実験をした中で、見直しということも視野に入れて取り組みたい。今後、持続可能なものにしていくための実証実験ですので、スタートとしては事務局案でやらせていただければありがたいと思っております。

副会長：事務局案でもよいとは思いますが、それぞれのパターンで大体運行費の何%くらいをカバーできるのか教えていただきたいと思っております。

事務局：まず、100円の設定にした場合ですが、まちなか循環バスを年間で運行した時には、大体350万円から400万円くらいの運行経費になるのかなと仮の想定でございます。この中で、100円で1日あたり例えば100人乗れば、運行日数240日という想定でいきますと、概ね半分くらい、収支の割合でいきますと、50%くらいになります。1日の利用者数がどんどん増えれば、収支率は50%以上になっていくような想定です。

今年度については、半年間のまちなか循環バスの運行に際し準備経費も必要となりますが、運行経費だけを取り上げれば、概ね100円で1日80人くらいの想定であれば大体収支としては50%程度という想定をしています。この80人の想定でございますが、回りますコースのところにあります各町内の各世帯に住んでいる方の人数、高齢者数の割合、これらの大体半分くらい、中間値を取り想定した人数です。

副会長：デマンドのほうは。

事務局：デマンドについて、想定としましては展開する各地区の高齢者の1.5%を利用想定の日あたりの人数としております。荒川地区、神林地区については、概ね40人から50人程度の1日の利用者数を想定しています。山北地区については、沿線の集落数も少ないので、大体6人から10人程度なのかなと、人口上はそのような想定でございます。これで仮に1回の負担が300円くらいという想定になりますと、収支の割合で行きますと、大体30%から40%くらいは利用収入として入ってくるのかなという想定をしておるところでございます。

副会長：パターンによって変わりますよね、それはやられていないのですか。

事務局：距離区分が非常にパターン1ですと細かいものですから、まず想定として、1人1回300円というような想定のみしかシミュレーションはしておりません。2キロの方が200円の方がどれくらい乗るといところが、なかなか詰め切れなかったところで

あります。

副会長：作業は大変だと思いますが、一度はやられた方がよいと思います。

会 長：他に皆さんからご意見ございましたらお願いしたいと思います。

委 員：デマンドの利用料金に関してなんですけど、前年度、三条市と見附市に視察に行きまして、その時に料金のことを聞いたと思いますが、忘れたんですけど、例えば同じぐらいの15キロくらいですか、その場合にどれくらいだったか教えてもらいたと思います。

事務局：三条市につきましては、地区をまたいでといったところでの料金設定と、三条市街地での設定がありまして、1回の料金300円ということでやられています。乗り合いによって少し値段が前後する所が設定としてあるようですが、三条市さんにつきましては、タクシー事業者さんが比較的大きな規模の所が5社操業されておりまして、かなり細かな乗降場所の設定になっております。かなりの数の乗降場所の設定になっていたと思います。見附市につきましては、これも確か同様に定額だったと思います。乗降場所が山北地区と同じような路線を固定するような形で距離に応じてやっていたかと思います。

会 長：他にございましたらお願いいたします。非常に難しい問題ではありますが、できれば私どもが考えた案でスタートさせていただければありがたいと、そのように考えておるところでございますので、その点も含めまして皆さんからご意見をいただければありがたいと思っています。

委 員：パターン1も結構なのですが、1キロをどこで区切るかですよね。例えば2.1キロでも2キロと100メートルでも出ちゃうのかなと、そういうふうな、そんなに近くて100円上げるのかと、たったの100円だけど利用客は固執しますので、その点をよく考えていただければ、周知で「ここからここまでですよ」ということをよく周知していただければトラブルもないと思いますので、例えば100でも200でもオーバーしても大丈夫ですよという気持ちで持っていかないとですね、利用客の喜びも大事ですのでよろしくをお願いいたします。

事務局：厳密に何キロ、何、何キロというようなところよりは、利用者の方々に使いやすく、不公平感のないような形では設定していきたいと思っておりますし、集落の状況によっても、1集落の名前ですけど、3つに大きく住宅の分布が分かれているようなところもありますので、そのあたりは弾力的にやっていきたいと思っております。

委 員：そのへん、よろしく申し上げます。必ずトラブルがあるんですよね。金額に応じて、たとえば50円、100円でもありますので、そのへん注意して、ご面倒でもよろしくをお願いいたします。

会 長：他にございましたらお願いいたします。先程先生からお話のありました行政の立場からいたしますと、非常に料金、採算、あるいは住民サービスという観点から、事業を進めていかなければならない問題でありまして、非常にメンタルであり、また、シビアな面もありますので、よくよく考えていかなければならない問題であると、そのような認識を持って取り組みをしていかなければならないと考えています。

他にご意見ないようでございますので、当初については、今、事務局が申しあげたようなことでスタートさせてもらってよろしゅうございますか。

(「はい」という声)

会 長：それでは、まちなか循環バスについては、パターン1、デマンド型交通についても、パターン1というようなことでスタートさせていただきたいということでお願いをいたしまして、了承をさせていただきます。

続きまして協議事項「(3)国の支援事業の活用について」を議題といたします。事務局の説明願います。

事務局：協議事項の最後になります3点目の「国の支援事業の活用について」ですが、こちらにつきましては、本日の冒頭少しお話をさせていただきましたが、国の支援制度のあり方が、少し様変わりを行いました。制度が変わった関係で昨年度策定しました連携計画に基づく、全ての事業が対象となり得ないというところも出てきております。

新たな支援制度の中で、この生活交通ネットワーク計画、それから村上市の地域内のフィーダー系統の確保維持計画といったものを提出し、申請をするというような流れになっております。国への申請については、今月の末までということで、非常にスケジュール的に厳しい中で、協議会の中で詳しく審議できないところもあります。国のスタンスとしては、昨年度策定した連携計画を大いに活用していただいてよいと確認させていただいています。計画の内容としては、それぞれ1点目、地域公共交通の維持の事業に係る目的・必要性、それから定量的な目標・効果、そういったものについては、昨年度策定した連携計画で含まれるところでありますので、そのあたりを転記した計画です。

資料の2ページ以降については、具体的にどの事業が、この補助事業、支援事業に該当し、運行予定者はどういうところになるのかといったものを具体化したものであります。今年度10月から取り組む全ての取り組みについて該当になればよいのですが、この支援事業の柱としまして、運行予定者、これについては道路運送法に基づく一般乗合の旅客事業者であるということ、それから新たに運行する新規性といった点、それと接続要件として駅などと結ばれているというような系統、それと赤字が見込まれること、黒字の運行ではないということ、それから実証運行と言いながらも継続的にやっていくというようなものが大きな要件としてあります。実証実験の全ての項目は新規性の要件は満たすのですが、交通事業者さん、運行予定者の要件が現時点では満たせないもの、あるいは駅との接続がなくて接続要件を満たさないもの等様々ございましたので、今回、計画段階では、荒川地区内のデマンド型交通、それから路線バスの延伸の馬下-板貝系統、それとまちなか循環系統、この三つが、この計画に合致しそうな事業となりましたので、この三つをまず計画としてあげさせていただきたい。来年度以降また、引き続きこの計画変更を含め提出していくこととなりますので、随時新たな取り組みとして要件を満たすものについては、どんどん活用していきたいと考えております。併せて既存の路線バスの見直しの中でも、このフィーダー系統という国の支援事業で合致するようなものについては、どんどん活用して

いきたいというような内容のものでございます。この事業に係る費用につきましては、少し流動的な部分もあります。経費の見積については、現在概算でございますので、今後この内容で計画を提出させていただき詳細については事務局に一任いただき、運輸局様、運輸支局様と調整を図って、支援をいただけるように取り組んでいきたいというのが、この協議事項の3点目でございます。

会 長：今、協議事項の3点目の説明がありました。今日、運輸局さんお見えでございますが、何か付け加えることがございましたらお願いしたいと思います。

運輸局：北陸信越運輸局の昆でございます。今です事務局の方からご説明ありましたとおり、実は今年度から確保維持改善事業ということで、補助金制度が変わりまして、非常に要件が厳しくなってしまったんですね。実は昨日と今日、私どもの課長と他2名が本省に行って、今回の村上市さんの計画なども含めて、私ども管内4県の分のヒアリングを私どもが本省からヒアリングを受けている最中です。その中で、それぞれの地域の新規要件ですとか、そういったところを見せていただいて、実際の補助要件が決まるということになっておりますので、なかなか額がこのくらいになりますといったことを申し上げられない部分がありますので、非常に申し訳ありませんけども事務局さんの方からもご説明ありましたとおり、できるだけ補助金を使っていただいた方がよろしいので、そのへんをこれから検討を密にしまして、よりよい形にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

会 長：是非ともよろしくお願をしたいと思っております。あと事業者さん何か今の件でご質問等おありでしたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、そういうこととでなるべく国のご支援をいただきながら、事業を進めてまいりたいと確認されておりますので、運輸局さんにおかれましてはよろしくご指導、またご尽力のほどお願申しあげたいと思っております。それでは、協議事項の「(3)国の支援事業の活用について」は、ご承認させてもらってよろしゅうございますか。

(「はい」という声)

会 長：はい、ありがとうございました。それでは、協議事項の「(3)国の支援事業の活用について」承認をさせていただきます。「6.その他」でございますが、事務局から何かございますか。

事務局：ありません。

会 長：皆さんからその他、何でも結構でございますからお願いいたします。

委 員：荒川商工会ですが、受付センターという形でお聞きしたのですが、理事会がございまして、喜んで引き受けようと、大事なことは地域の活性化なんだからと、ただそれで、やはりですね、行政とずっと手を組んで行きたいと、それをなくして地域活性化はならんということで、理事会でありましたので、大いに使っていただいて、それと同時に行政としっかり手を組むことによって、空き店舗とか言っておりましたけど、経費のことを

考えればもったいないと思っておりますので、支所のほうが結構空いているのではないかと思います、それを利用するという形も、相当の経費節減になると思いますので、そのへんを加味していただいて、これからの計画をよろしく願いますところでございます。

事務局：少し私どものほうで説明不足の点がございましたので、改めてご報告をさせていただきますが、荒川地区でデマンド型交通を展開するにあたって、地区内で2社運行にあたられております。効率的な配車ですとか利便性を考えた時に、予約場所は一本化したほうがよいのではないかとといったご意見が交通事業者様からありました。具体的にどういったところが引き受け手となるのか、あるいはどういう場所が望ましいのかということで、協議会に諮る前に荒川地区の商工会様に打診をさせていただいたというのが経緯でございます。支所の空きスペースの活用ですとか、あるいは地区内の空き店舗の活用ですとか、様々な受付場所の設定等がございますが、まず、交通事業者様2社とご相談させていただいて、そのあり方を検討していきたいというものでありますので、今日は山田会長様からご協力いただけるような、強く応援していただけることの報告をいただきましたので、それらも含めて交通事業者、それから商工会の皆様、あるいは支所、行政側とも協議してよりよいものにしていければと思っております。今、委員からお話のあった経緯については、このようなことで補足説明させていただきます。

会長：他にございましたらお願いを申します。他にないようでございますので、議事はこれで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。いずれにいたしましても、先程運輸局の昆さんのほうからお話しありました、震災以降非常に国の財政が圧迫をしております、私ども行政に対しましても非常に補助金、あるいは事業等について厳しい見直しを迫られているというようなことでございまして、国の動向を注視しながら事業を進めていかなければならない、非常に厳しい行政運営を強いられているということもご理解をいただければありがたいと、そのようにお願いを申し上げます。いずれにいたしましても地域住民のための私どもの施策でございますので、皆様のご尽力をいただきながら、よりよい運行をして、よりよい住民サービスをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしまして議事を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局（進行）：それでは、閉会のご挨拶を佐野副会長様からお願いいたします。

副会長：本日は、朝早くからご活発なご意見をいただき、誠にありがとうございました。閉会の挨拶ということですが、会議の中で言い足りなかったところを述べさせていただいて挨拶に代えさせていただきますと思います。まずは、まちなか循環バスで100円で利用者は比較的多いと思うんですけど、料金制度にしても、例えばもし100円にするんだったら200円で1日中乗り放題にするとか、家族で何回分乗れるとか、平日なので違いかもかもしれませんが、休日も踏まえてそういった料金だけではなくて、そういった面でも少しやっていただきたいと思えます。車で来られて街中にはスペースがないので、どこか路線上に車を止めていただいて中を見せるという視点もあるのかなと思えます。最後の国の制度が非常に厳しくなって大変だとは思いますが、できれば村上市さんもある程度シ

ミュレーションに基づく目標を決められる方がよいのかなというふうに感じました以上です。どうも今日はありがとうございました。

事務局（進行）：ありがとうございました。以上をもちまして、第1回村上市地域公共交通活性化協議会を終了させていただきます。委員の皆様方、本当に長時間にわたりまして、ありがとうございました。